

(公 印 省 略)
答 申 第 1 4 6 号
令 和 5 年 2 月 16 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和4年8月30日付け諮問第52号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

産業医の作業巡視に関する文書非公開の件

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和4年3月11日、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年3月25日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和4年4月16日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、兵庫県庁（神戸市中央区下山手通にある事業場。以下「本庁舎」という。）における労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条の規定に基づいて、事業場で選任されている産業医自身が実施した令和3年4月1日から同年6月30日までの間、同年7月1日から同年9月30日までの間及び同年10月1日から同年12月31日までの間の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

5 諮問

令和4年8月30日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の理由等は、次の

とおりに要約される。

1 審査請求の要旨

本件処分を取り消し、本件対象公文書を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本庁舎は、常時使用する労働者数が50人を上回る事業場であろうから、実施機関は、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置の義務を負っているから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは、不合理である。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも産業医の作業場等の巡視を行っていないとは考えられない。

(3) 一般的に、産業医は外部の医師であるから実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものであり、産業医の交通費及び報酬の支払いのための資料として、また、産業医と事業者が、安全衛生活動を確実に実施し、安全配慮義務を果たしたことを証明する資料として、巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

産業医による作業場等の巡視は、過重労働が発生している職場を中心に必要に応じて不定期に行っているが、その状況及び結果の記録を求める労働安全衛生法上での規定は見当たらず、特段の問題も報告されていなかったことから、その必要性を認識せず、現に産業医による作業場等の巡視の状況及び結果の記録を作成していないので存在していない。

また、本件に係る産業医は、本庁舎に勤務する医師職の兵庫県職員を充てており、産業医としての報酬等は発生せず、それらの支払いのための記録は必要としなかったものである。

従って、本件対象公文書は、存在しない。

2 今後の対応等

産業医の活動については、記録の作成を含めて、見直しを考慮しており、今後とも、適切な安全衛生活動の推進に努めたい。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求は、本件対象公文書の公開を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

本件対象公文書の保有の有無について、実施機関は、産業医の作業場等の巡視について、必要に応じて不定期に行っているが、その状況及び結果の記録を求める労働安全衛生法上での規定は見当たらず、現に記録は作成していないと説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関には、労働安全衛生法の規定に基づく産業医の作業場等の巡視の措置の義務があるから、実施機関が本件対象公文書を作成していないとするのは不合理であり、産業医の交通費及び報酬の支払いのための資料等として、巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきであると主張する。

実施機関によると、作業場等の巡視については、産業医から特段の問題も報告されていなかったことから、その記録の必要性があるとは認識しておらず、産業医には、本庁舎に勤務する医師職の兵庫県職員を充てており、産業医としての報酬等は発生しないので、それらの支払いのための記録は必要がなかったとのことである。

以上を踏まえると、上記実施機関の説明は不自然とまでは言えず、本件対象公文書は作成されていなかったものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

本件審査請求は、実施機関が行った本件処分に対するものであり、対象公文書の存否に関係しないその他の主張については、実施機関の公開決定等に対して答

申を行う審議会が調査審議すべき事項ではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和4年8月30日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和5年1月13日 第2部会（第102回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和5年2月8日 第2部会（第103回）	・ 審議
令和5年2月16日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男